

## 町条例施行（平成 17 年 4 月 1 日）時に検討した内容について

平成 15 年 5 月に「個人情報の保護に関する法律」が制定、公布され、同法において、地方公共団体に対しても、その保有する個人情報について必要な措置を講ずることが求められ、地方公共団体に関する規律の規定については、平成 17 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

また、国の行政機関を対象とした「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」も同時に制定、公布され、平成 17 年 4 月 1 日から施行されることになりました。

こうした情勢の中、平成 16 年 1 月 28 日に大山崎町個人情報保護制度検討委員会を発足し、大山崎町における個人情報保護制度の在り方その他の制度全般に関して、大山崎町長から以下 13 項目について検討依頼があり、それに対する提言を求められました。

- ① 個人情報保護制度の目的について
- ② 個人情報の定義について
- ③ 収集制限について
- ④ オンライン結合による個人情報の提供について
- ⑤ 不開示情報について
- ⑥ 罰則について
- ⑦ 実施機関の範囲について
- ⑧ 目的外利用・提供について
- ⑨ 開示請求権者の範囲について
- ⑩ 利用停止について
- ⑪ 請求手続について
- ⑫ 簡易開示制限について
- ⑬ 民間部門の取扱いについて

13 項目のうち制度の根幹をなすべきとして①から⑥の 6 項目について集中的に討議し、残り 7 項目（⑦から⑬）については包括して、制度化に際しての基本的な考え方を提言として取りまとめました。

① 個人情報保護制度の目的について

(当時の委員会からの提言)

<p>本制度の目的としては、</p> <p>(ア) <u>個人情報の適正な取扱いに関し、基本的な事項を定めること</u></p> <p>(イ) <u>個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求権を明らかにすること</u></p> <p>(ウ) <u>町政の適正かつ円滑な運営を図ること</u></p> <p>(エ) <u>個人の権利利益を保護すること</u></p> <p>を規定し、第1次的な目的として、個人の権利利益の保護を目的とすることが適当である。</p> <p>併せて、<u>国法に基づいたものであること及び憲法との繋がりを示唆するため、「個人の人格尊重の理念」の下に制度化するものであることを明記すべきである。(オ)</u></p>
--

(現行条例と新法の比較)

現行条例	新法
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、(オ) <u>個人の人格尊重の理念の下に(ア) 個人情報の取扱いに関し基本的事項を定め</u>、併せて実施機関が保有する(イ) <u>個人情報の開示、訂正及び利用停止を請求する権利を明らかにすることにより</u>、(ウ) <u>町政の適正かつ円滑な運営を図りつつ</u>、(エ) <u>個人の権利利益を保護すること</u>を目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第一条 この法律は、デジタル社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることに鑑み、(ア) <u>個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め</u>、国及び地方公共団体の責務等を明らかにし、個人情報を取り扱う事業者及び行政機関等についてこれらの特性に応じて遵守すべき義務等を定めるとともに、個人情報保護委員会を設置することにより、(ウ) <u>行政機関等の事務及び事業の適正かつ円滑な運営を図り</u>、並びに個人情報の適正かつ効果的な活用が新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するものであることその他の個人情報の有用性に配慮しつつ、(エ) <u>個人の権利利益を保護すること</u>を目的とする。</p> <p>(基本理念)</p> <p>第三条 個人情報は、(オ) <u>個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み</u>、その適正な取扱いが図られなければならない。</p>

(イ) については、新法の「第四節 開示、訂正及び利用停止」で示されています。

## ② 個人情報の定義について

### (当時の委員会からの提言)

個人情報の定義については、より幅広く個人情報を保護する観点から、

- (ア) 法人その他の団体の情報に含まれる当該法人等の役員に関する情報
- (イ) 事業を営む個人の当該事業に関する情報
- (ウ) 死者に関する情報

のいずれも含めた「個人情報」とし、その形態については、個人の識別可能性のある情報（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）を対象とすることが適当である。

#### (ア) について

役員も個人であり、また、これらを制度の対象外とした場合には、これらの情報に対し、訂正請求権が及ばないなどの問題になりかねないことから、本制度の対象とすることが適当である。

#### (イ) について

事業を営む個人の当該事業に関する情報と個人の私的な生活に関する情報とが密接に関連し、これを区別することが困難な場合があり、これを本制度の対象から除く場合、保護されるべき情報が保護されずに個人の権利利益が侵害されるおそれがあることから、広く本制度の対象とすることが適当である。

#### (ウ) について

死者は権利能力の主体ではないが、死者にも保護されるべき名誉等の法益があるため、生死を問わず全ての個人情報を適切に管理する必要があることから、保護の対象とすることが適当である。

### (現行条例と新法の比較)

現行条例	新法
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 個人情報 個人に関する情報であつて、次のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。))で作られる記録をいう。以下同じ。))に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用い</p>	<p>(定義)</p> <p>第二条 この法律において</p> <p>「個人情報」とは、<u>生存する</u>個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>一 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等(文書、図画若しくは電磁的記録(電磁的方式(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第二号において同じ。))で作られる記録をいう。以下同じ。))</p>

<p>て表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>イ 個人識別符号が含まれるもの</p>	<p>に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項(個人識別符号を除く。)をいう。以下同じ。)により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と容易に照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)</p> <p>二 個人識別符号が含まれるもの</p>
--	--

**(個人情報保護委員会事務局が作成したQ&Aの抜粋)**

**Q 2-2-1 (P5)**

死者に関する情報のうち生存する遺族の個人情報に該当する情報について、法施行条例で特定の情報がこれに該当する旨を定めることはできるか。

**A 2-2-1**

死者に関する情報のうち、生存する特定の個人に関する情報であって、当該生存する特定の個人を識別することができる情報は、当該生存する特定の個人を本人とする「個人情報」(法第2条第1項)に当たります。死者に関する情報が生存する特定の個人を本人とする「個人情報」に該当するか否かは、法の規定に基づき判断する必要があるため、法施行条例にそうした規定を設けることは認められません。

一方で、死者に関する情報の取扱いについて、個人情報保護制度とは別の制度として、条例で定めることは妨げられません。

**(個人情報保護制度の見直しに関するタスクフォースによる個人情報保護制度の見直しに関する最終報告の抜粋)**

「地方公共団体において、別途、個人情報とは別のものとして、死者に関する情報の保護についての規定を設け、必要な保護を図ることは考えられる。」

と示されており、新法施行後も死者に関する情報についてこれまでと同様に保護する場合は、個人情報保護制度とは別の制度として、規定を設けることが必要となります。

### ③ 収集制限について

#### (当時の委員会からの提言)

個人情報の収集に関し、次のような制限を設けることが適当である。 (ア) 事務の目的達成に必要な範囲内での収集 (イ) 適法かつ公正な手段による収集 (ウ) 思想、信条及び信教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれのある個人情報、のいわゆる「センシティブ情報」については収集禁止を原則とし、一定の場合に例外を設けることが適当である。 (エ) 本人からの直接収集を原則とし、一定の場合に例外を設けることが適当である。
---

法では、個人情報の収集段階においての制限を設けていないが、個人情報を取り扱う最初の段階である収集時点での違法・不当な方法等による収集によって、個人の権利利益を侵害するおそれが大きいことから、これを未然に防ぐため、収集段階での制限が必要であると判断し、法よりも厳しい運用としました。

#### (現行条例と新法の比較)

現行条例	新法
<p>(収集の制限)</p> <p>第5条 実施機関は、個人情報を収集するときは、あらかじめ収集する目的(以下「収集目的」という。)及び収集する根拠を明確にするとともに、<u>(ア) 当該収集目的を達成するために必要な限度を超えて収集してはならない。</u></p> <p>2 実施機関は、個人情報を収集するときは、<u>(イ) 適法かつ公正な手段により収集</u>しなければならない。</p> <p>3 実施機関は、<u>(ウ) 要配慮個人情報を収集してはならない。ただし、法令又は条例(以下「法令等」という。)に基づくとき又は大山崎町個人情報保護運営審議会(第39条第1項を除き、以下「審議会」という。)の意見を聴いた上で、実施機関がその権限に属する事務を執行するため必要があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>4 実施機関は、<u>(エ) 個人情報を収集するときは、本人から収集しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 法令等に基づくとき。</p>	<p>(適正な取得)</p> <p>第六十四条 行政機関の長等は、偽りその他不正の手段により個人情報を取得してはならない。</p>

<p>(2) 本人の同意があるとき。</p> <p>(3) 個人の生命、身体又は財産の保護のため緊急かつやむを得ないと認められるとき。</p> <p>(4) 出版、報道等により公にされているとき。</p> <p>(5) 他の実施機関、国又は他の地方公共団体から収集する場合で、本人以外のものから収集することが事務の執行上やむを得ず、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げる場合のほか、本人以外のものから収集することについて相当の理由があり、かつ、当該収集をすることによって本人の権利利益を不当に侵害するおそれがないと認められるとき。</p> <p>5 実施機関は、前項第 6 号に規定する場合において、本人以外のものから個人情報を収集するときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。</p>	
---	--

(個人情報保護委員会事務局が作成した Q & A の抜粋)

Q 3 - 2 - 1 (P6)

要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは可能か。

A 3 - 2 - 1

要配慮個人情報の取得を制限することは、行政機関等において要配慮個人情報の取扱いについて特別の制限を設けていない法の規律に抵触する規律を定めるものであり、個人情報保護やデータ流通について直接影響をあたえる事項に当たります。一方で、法はこのような規律を定めることについて委任規定を置いていません。よって、要配慮個人情報の取得制限を法施行条例で規定することは認められません。

他方、法は、行政機関等における要配慮個人情報の取得について特別の規定を設けていませんが、行政機関等において取り扱う個人情報全般について、その保有は法令（条例を含む。）の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な場合に限定することとし（法第 61 条第 1 項）、特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならないこととしている（同条第 2 項）ほか、法第 63 条（不適正な利用の禁止）、法第 64 条（適正な取得）等の定めを置いており、要配慮個人情報の取扱いに当たってもこれらの規定を遵守する必要があります。

また、行政機関の長等の安全管理措置義務（法第 66 条）に関しても、求められる安全管理措置の内容は、保有個人情報の漏えい等が生じた場合本人が被る権利利益の侵

害の大きさを考慮し、保有個人情報の取扱い状況（取り扱う保有個人情報の性質及び量を含む。）等に起因するリスクに応じて、必要かつ適切な内容とする必要があり、行政機関内部における安全管理体制の構築に当たって、取り扱う保有個人情報が要配慮個人情報に当たることを勘案することは考えられます。

#### Q 7-1-1 (P22)

法第 129 条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

#### A 7-1-1

「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要があると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールの詳細を事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ・ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。一方で、特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年特定個人情報保護委員会規則第 1 号）第 7 条第 4 項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第 129 条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません。

#### ④ オンライン結合による個人情報の提供について

##### (当時の委員会からの提言)

オンライン結合については、原則禁止とし、その例外として、第三者機関の意見を聴いた上で、実施機関が公益若しくは町民福祉のため、又は正当な行政執行のために必要があると認めたときは可能とすることが適当である。

※ オンライン結合とは、通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機を結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。

##### (現行条例と新法の比較)

現行条例	新法
<p>(オンライン結合による提供)</p> <p>第7条 実施機関は、<u>オンライン結合</u>(通信回線を用いて実施機関が管理する電子計算機と実施機関以外のものが管理する電子計算機を結合し、実施機関の保有する個人情報を実施機関以外のものが随時入手し得る状態にする方法をいう。以下同じ。)により、<u>実施機関以外のものに個人情報</u>(特定個人情報を除く。以下この条において同じ。)を提供してはならない。ただし、<u>実施機関が審議会の意見を聴いて、公益若しくは町民福祉のため、又は正当な行政執行のために必要があると認めたときは、この限りでない。</u></p> <p>2 実施機関は、前項ただし書きの規定によりオンライン結合による個人情報の提供を開始しようとするときは、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければならない。</p> <p>3 実施機関は、第1項ただし書き及び前項の規定によりオンライン結合による個人情報の提供をした場合において、個人情報の漏えい又は不適正な利用により、個人の権利利益が侵害されるおそれがあると認めるときは、当該個人情報の提供を受けるものに対し、報告を求めるとともに、必要な調査を行わなければならない。</p> <p>4 実施機関は、前項の規定による報告又は調査により、個人の権利利益が侵害されると認めるときは、あらかじめ、審議会の意見を聴き、個人情報の保護に関し必要な措置を講じなければなら</p>	<p>オンライン結合に関する規定はない。</p>



<p>ない。</p> <p>5 実施機関は、個人の権利利益が侵害されるおそれについて、明白かつ差し迫った危険があると認めるときは、前2項の規定にかかわらず、報告を求めず、又は審議会の意見を聴かずに必要な措置を講ずることができる。この場合において、実施機関は、当該措置を講じた後、速やかに、その旨を審議会に報告しなければならない。</p>	
--	--

(個人情報保護委員会事務局が作成したQ&Aの抜粋)

Q7-1-1 (P22)

法第129条で規定する「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは具体的にどのような場面を想定しているのか。

A7-1-1

「個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるとき」とは、単に諮問をする必要があるというだけでなく、例えば、以下の場合が想定されます。

- ・ 定型的な案件の取扱いについて、専門的な知見に基づく意見を踏まえて国の法令やガイドラインに従った運用ルールを事前に設定しておくことで個人情報の適正かつ効果的な活用が図られる場合
- ・ 地方公共団体等が法律の範囲内で地域の特殊性に応じた必要性から独自の個人情報保護に関する施策を実施する場合で、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合
- ・ 法施行条例の改正（法に委任規定のあるもの等）に当たり、地域の代表者や有識者等からの意見を聴取することが特に必要である場合

なお、いわゆる「オンライン結合制限」や目的外利用制限などに関する規律として、個別案件における個人情報の取扱いについて、類型的に審議会等への諮問を行うべき旨を法施行条例で定めることは認められません。一方で、特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項に基づき審議会等に意見を聴く場合等、法第129条の規定に関わらず、個人情報保護法以外の法令に基づき、審議会等に対し意見を聴くことは妨げられません。

## ⑤ 不開示情報について

### (当時の委員会からの提言)

実施期間は、開示の請求があった個人情報について、原則開示の義務を負うものであるが、本人の個人情報であっても、第三者の権利利益や公益と調整する必要があることから、例外として、不開示情報を規定することが適当であり、これらを類型化するに当たっては、情報公開条例との整合に配慮しつつ、最小限かつ具体的に定めることが適当である。

なお、情報公開条例で非公開情報として規定されている「不開示約束情報」については、本制度では想定外の事項であり、規定を設けることは適当ではない。

また、個人情報保護制度独自の規定として、

- ・(ア) 未成年者等に関する情報
- ・(イ) 評価等情報

について、不開示情報として規定することが適当である。

※「不開示約束情報」とは、公開しないことを条件として任意に個人又は法人等から町に提供された情報であって、承諾なく公開することにより、町と当該個人又は法人との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるものをいう。(大山崎町情報公開条例第6条第7号)

※「(ア) 未成年者等に関する情報」とは、未成年者又は成年後見人の法定代理人による開示請求がなされた場合であって、開示することにより、当該未成年者等の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがあるものをいう。

※「(イ) 評価等情報」とは、個人の評価、診断、判断、選考、指導、相談等の事務事業に関する個人情報であって、これを開示することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれがあるものをいう。

### (現行条例と新法の比較)

現行条例	新法
(個人情報の開示義務) 第15条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る個人情報に <u>次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)</u> のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該個人情報を開示しなければならない。	(保有個人情報の開示義務) 第七十八条 行政機関の長等は、開示請求があったときは、開示請求に係る保有個人情報に <u>次の各号に掲げる情報(以下この節において「不開示情報」という。)</u> のいずれかが含まれている場合を除き、開示請求者に対し、当該保有個人情報を開示しなければならない。 一 開示請求者(第七十六条第二項の規定により代理人が本人に代わって開示請求をする場合)にあつては、当該本人をいう。

<p>(1) 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>ア 法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ウ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 2 項に規定する特定独立行政法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の役員及び職員をいう。）である場合において、</p>	<p>次号及び第三号、次条第二項並びに第八十六条第一項において同じ。）の生命、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報</p> <p>二 開示請求者以外の個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、開示請求者以外の特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）若しくは個人識別符号が含まれるもの又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。</p> <p>イ 法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報</p> <p>ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報</p> <p>ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和二十二年法律第二十号）第二条第一項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法第二条第四項に規定する行政執行法人の職員を除く。）、独立行政法人等の職員、地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第二条に規定する地方公務員及び地方独立行政法人の職員をいう。）である場合において、</p>
---	--

当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分

(2) 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。  
ア 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報

イ 町民の生活に支障を及ぼす違法又は著しく不当な事業活動に関する情報

(3) 開示することにより、人の生命、健康、生活又は財産の保護、犯罪の予防その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

大山崎町情報公開条例

(公文書の公開義務)

第6条

(7) 実施機関の要請を受けて、公開しないことを条件として任意に個人又は法人等から提供された情報であって、承諾なく公開することにより、町と当該個人又は法人等との協力関係又は信頼関係を著しく損なうと認められるもの

当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

三 法人その他の団体(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下この号において「法人等」という。)に関する情報又は開示請求者以外の事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、開示することが必要であると認められる情報を除く。

イ 開示することにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 行政機関等の要請を受けて、開示しないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として開示しないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

四 行政機関の長が第八十二条各項の決定(以下この節において「開示決定等」という。)をする場合において、開示することにより、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれがあると当該行政機関の長が認めることにつき相当の理由がある情報

<p>(4) 実施機関並びに国、独立行政法人等、地方独立行政法人及び他の地方公共団体（以下「国等」という。）の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に町民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれのあるもの</p> <p>(5) 実施機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p>	<p>五 行政機関の長又は地方公共団体の機関（都道府県の機関に限る。）が開示決定等をする場合において、開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると当該行政機関の長又は地方公共団体の機関が認めることにつき相当の理由がある情報</p> <p>六 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、開示することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に国民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>七 国の機関、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの</p> <p>イ 独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、国の安全が害されるおそれ、他国若しくは国際機関との信頼関係が損なわれるおそれ又は他国若しくは国際機関との交渉上不利益を被るおそれ</p> <p>ロ 独立行政法人等、地方公共団体の機関（都道府県の機関を除く。）又は地方独立行政法人が開示決定等をする場合において、犯罪の予防、鎮圧又は捜査その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれ</p>
---	--

<p>ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>イ 契約、交渉又は訴訟に係る事務に関し、町又は国等の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>オ 実施機関、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>(6) 法令等の規定により又は法律若しくはこれに基づく政令の規定による明示の指示(地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条第1号の指示その他これに類する行為をいう。)により、開示することができない情報</p> <p><u>(7) (イ) 個人の評価、診断、判定、選考、試験、相談、指導その他これらに類する事項に関する情報であって、これを開示することにより、当該若しくは同種の事務事業の目的が達成できなくなり、又はこれらの事務事業の公正かつ適切な執行に著しい支障が生じるおそれのあるもの</u></p> <p><u>(8) (ア) 第13条第2項の規定による開示請求に係る個人情報であって、開示することにより、当該個人情報の本人である未成年者又は成年被後見人の権利利益を害するおそれのあるもの</u></p> <p>2 実施機関は、不開示情報であっても、</p>	<p>ハ 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ</p> <p>ニ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、国、独立行政法人等、地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ</p> <p>ホ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ</p> <p>ヘ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ</p> <p>ト 独立行政法人等、地方公共団体が経営する企業又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ</p> <p>2 地方公共団体の機関又は地方独立行政法人についての前項の規定の適用については、同項中「掲げる情報(」とあるのは、「掲げる情報(情報公開条例の規定により開示することとされている情報として条例で定めるものを除く。)」又は行政機関情報公開法第五条に規定する不開示情報に準ずる情報であって情報公開条例において開示しないこととされているものうち当該情報公開条例との整合性を確保するために不開示とする必要があるものとして条例で定めるもの(」とする。</p>
---	--

期間の経過等により前項各号のいずれにも該当しなくなったものについては、これを開示しなければならない。	
--	--

(個人情報保護委員会事務局が作成したQ&Aの抜粋)

Q 5 - 4 - 3 (P13)

他の法令の規定等により開示することができない情報は、法第 78 条第 1 項各号において明示的に不開示情報とはされていないが、このような情報を不開示情報として取り扱うことはできるか。

A 5 - 4 - 3

法第 78 条第 1 項各号の不開示情報は、保護すべき権利利益に着目して分類したものであり、多様な情報に関し、可能な限り明確かつ実質的な判断により開示されるようにするため、不開示により保護しようとしている情報の類型ごとに定性的な支障の有無等を規律しているものです。そのため、他の法令の規定等により開示することができないとされている場合、通常これらの類型に該当するものと考えられますが、当該情報が法第 78 条第 1 項各号のいずれに該当するかを実質的に判断する必要があります。

⑥ 罰則について

(当時の委員会からの提言)

行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律に準じた罰則規定を設けることが適当である。

(現行条例と新法の比較)

現行条例	新法
<p>(罰則)</p> <p>第 45 条 次に掲げる者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したときは、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する。</p> <p>(1) 実施機関の職員又は職員であった者</p> <p>(2) 第 11 条第 2 項の委託を受けた事務に従事している者又は従事していた者</p> <p>(3) 第 11 条第 4 項の規定により準用する指定管理者による公の施設の管理業務(次項において「管理業務」という。)に従事している者又は従事していた者</p> <p>2 前項において「個人情報ファイル」とは、公文書(前項第 3 号に掲げる者が管理業務に関して作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、当該者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているものを含む。)に記録されている個人情報を含む情報の集合物であって、一定の事務の目的を達成するために特定の個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)をいう。</p>	<p>第八章 罰則</p> <p>第七十六条</p> <p>行政機関等の職員若しくは職員であった者、第六十六条第二項各号に定める業務若しくは第七十三条第五項若しくは第二百一十一条第三項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は行政機関等において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第六十条第二項第一号に係る個人情報ファイル(その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。)を提供したときは、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第七十七条 第一百四十三条の規定に違反して秘密を漏らし、又は盗用した者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p>



<p>第46条 前条第1項各号に規定する者が、その業務に関して知り得た公文書(前条第1項第3号に掲げる者が管理業務に関して作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録であって、当該者が組織的に用いるものとして、当該指定管理者が保有しているものを含む。)に記録された個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p> <p>第47条 実施機関の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画、写真又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。</p>	<p>第百七十八条 第百四十八条第二項又は第三項の規定による命令に違反した場合には、当該違反行為をした者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百七十九条 個人情報取扱事業者（その者が法人（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。第百八十四条第一項において同じ。）である場合にあっては、その役員、代表者又は管理人）若しくはその従業者又はこれらであった者が、その業務に関して取り扱った個人情報データベース等（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを含む。）を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百八十条 第百七十六条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>第百八十一条 行政機関等の職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。</p>
--	--

<p>第 48 条 前 3 条の規定は、大山崎町の区域外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>第 49 条 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者は、5 万円以下の過料に処する。</p>	<p>第百八十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処する。</p> <p>一 第百四十六条第一項の規定による報告若しくは資料の提出をせず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は当該職員の質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。</p> <p>二 第百五十三条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。</p> <p>第百八十三条 第百七十六条、第百七十七条及び第百七十九条から第百八十一条までの規定は、日本国外においてこれらの条の罪を犯した者にも適用する。</p> <p>第百八十四条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、次の各号に掲げる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。</p> <p>一 第百七十八条及び第百七十九条 一億円以下の罰金刑</p> <p>二 第百八十二条 同条の罰金刑</p> <p>2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に関する法律の規定を準用する。</p> <p>第百八十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の過料に処する。</p> <p>一 第三十条第二項（第三十一条第三項において準用する場合を含む。）又は第五十</p>
--	---

	六条の規定に違反した者 二 第五十一条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者 三 偽りその他不正の手段により、第八十五条第三項に規定する開示決定に基づく保有個人情報の開示を受けた者
--	---

(個人情報保護委員会事務局が作成したQ&Aの抜粋)

Q 9 - 4 - 1 (P19)

独自の罰則を法施行条例で規定することは可能か。

A 9 - 4 - 1

地方自治法第 14 条第 3 項において、条例で規定することができる独自の罰則は、「条例に違反した者」に限られていることから、法に規定する義務等に違反した者に対する独自の罰則を法施行条例で規定することはできません。

他方、法施行条例で法に規定されていない独自の義務等を規定する場合において、当該義務等に違反した者に対する独自の罰則を法施行条例で規定することは可能です。

ただし、法施行条例で規定することができる独自の義務等については、法において条例で定めることとされた手数料の額に関する事項又は個人情報保護やデータ流通に直接影響を与えない事項（個人情報保護審査会の委員の秘密保持義務等）に限られることに留意する必要があります。

- その他（残りの7項目について）
  - ⑦ 実施機関の範囲について
  - ⑧ 目的外利用・提供について
  - ⑨ 開示請求権者の範囲について
  - ⑩ 利用停止について
  - ⑪ 請求手続について
  - ⑫ 簡易開示制限について
  - ⑬ 民間部門の取扱いについて

**（当時の委員会からの提言）**

以上の項目については、本制度の趣旨を踏まえ、住民の権利利益の保護を第一に考え、併せて住民の利便性の向上や行政の簡素効率化にも配慮を加え、国法及び他団体の条例等を参考にされ、今後の条例作成に当たって、慎重に検討・審議されたい。

なお、本制度の対象となる実施機関については、町情報公開制度と整合を図ることが適当である。

現行町条例と新個人情報保護法との比較

事項	町条例	新法	新法への対応	備考
個人情報の定義 (死者に関する情報)	個人に関する情報であって～ (死者を含む) (条例第2条第1項第1号)	<u>生存する</u> 個人に関する情報であって～ (死者を含まない) (法第2条第1項)	死者に関する情報を条例で「個人情報」に含めることはできない。	
個人情報の定義 (容易照合可能性)	他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。 (条例第2条第1項第1号)	他の情報と <u>容易に</u> 照合することができ、それにより特定の個人を識別することができるものを含む。 (法第2条第1項)	「容易か、容易ではないか」の判断は、町が個々の事例ごとに判断するもの。 通常の事務や業務における一般的な方法で他の情報と照合することができる状態を「容易」という。 一方で、例えば他の行政機関等や事業者への照会を要する場合等であって、照合が困難な状態は「容易ではない」状態と考えられる。	
収集制限 (要配慮個人情報・センシティブ情報)	要配慮個人情報の収集制限の規定を設けている (条例第5条第3項)	要配慮個人情報の収集制限の規定を <u>設けていない</u>	条例に規定	
本人からの直接取得に限定する規定	本人から取得の原則規定を設けている (条例第5条第4項)	本人から取得の原則規定を <u>設けていない</u>		
オンライン結合に特別の制限を設ける規定	オンライン結合の原則禁止の規定を設けている (条例第7条)	オンライン結合の原則禁止の規定を <u>設けていない</u>		
議会	地方公共団体の機関に議会も含まれる (条例第2条第1項第6号)	地方公共団体の機関に議会は <u>含まれない</u> (法第2条第11項第2号)	国会や裁判所と同様、議会においては、自律的な対応のもと個人情報の適切な取扱いが図られることが望ましいことから、法が定める規律の適用対象とされないもの。	
開示請求権 (任意代理人)	本人が開示請求をすることができないやむを得ない理由があると実施機関が認めるときは、本人に代わって実施機関が定める代理人が当該本人の個人情報(特定個人情報を除く。)に係る開示請求をすることができる。ただし、法定代理人が開示請求をできる場合を除く。(条例第13条第3項)	未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人は、本人に代わって前項の規定による開示の請求をすることができる (法第76条第2項)	本人の委任による代理人(任意代理人)が特定個人情報以外の個人情報についても開示請求を行うことができることとなる。	

事項	町条例	新法	新法への対応	備考
条例要配慮個人情報	要配慮個人情報については、新法と同じ内容であり、条例で町独自に定めている事項はない	「条例要配慮個人情報」とは、地域の特性その他の事情に応じて、本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして地方公共団体が条例で定める記述等が含まれる個人情報をいう（法第60条第5項）	新法の第2条第2項第3号の「要配慮個人情報」に加えて、地方公共団体が条例で定めることができる	
不要となった個人情報の破棄・消去の規定	保有する必要がなくなった個人情報を適正かつ確実な方法により速やかに消去しなければならない（条例第9条第3項）	消去しなければならないという規定を <u>設けていない</u>	Q & A 3-2-2 参照 法第61条第1項および第2項をもって、「消去」と実質的に同様の内容を規律することになることから、このような規定を法施行条例で設けることは認められない。	
開示決定期限	①15日以内に決定 ②15日以内に決定できない場合の延長期間：請求書が提出された日から60日を限度として延長が可能（条例第18条第1項・第2項）	① <u>30日以内</u> に決定 ②30日以内に決定できない場合の延長期間： <u>①に加えて30日以内</u> に限り延長が可能（法第83条）	①については、30日以内の日数を条例で定めることは可能。ただし、②延長期間については、①の日数に加えて30日以内に限り延長が可能であるため、現行条例の運用を継続する場合は、①15日②30日となり、延長期間は、請求書が提出された日から45日が限度となる。	
開示等請求における手数料	資料作成にかかる実費を徴収（条例第21条）	実費の範囲内において条例により定めるもの（法第89条）	現行条例の内容をそのまま運用することができる。 <u>条例で定める必要がある。</u>	